

平成 25 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 1 回臨時会	1 月 30 日	開 会
	1 月 30 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 25 年 1 月 30 日（水曜日）

第 1 回南三陸町議会臨時会会議録

平成25年第1回南三陸町議会臨時会会議録

---

平成25年1月30日（水曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興事業推進課参事兼 用地対策室長	佐藤 孝志 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 敏 克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三 浦 勝 美

平成25年1月30日（水曜日）

午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 議案第1号 工事請負契約の締結について
  - 第 6 議案第2号 工事請負契約の締結について
  - 第 7 議案第3号 工事請負契約の締結について
  - 第 8 議案第4号 財産の取得について
  - 第 9 議案第5号 財産の取得について
  - 第10 議案第6号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）
  - 第11 議案第7号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算（第3号）
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

ことしになって第1回目の臨時会でございます。ことしは震災の復旧・復興を加速するためにも、皆さんの活発なご意見をお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

遅刻議員、1番千葉伸孝君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番高橋兼次君、3番佐藤宣明君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成25年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

本日の議会は平成25年第1回目の議会でありますので、私のほうから本町の本年の町政運営に関する所信の一端を申し上げさせていただきたいと思っております。

一昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災から、早いもので1年10カ月余りが経過いたしました。本町は震災から1年が経過した昨年を復興元年と位置づけまして、常にスピードを意識しながら、町民の皆様とともに町の復旧・復興に邁進してまいりました。すべてが被災した漁港施設につきましては水揚げ施設の復旧工事に着手し、瓦れきの処理にもめどがたち、病院施設の再建に関しましても、今月、病院及び総合ケアセンター建設基本計画の素案を作成したところであります。また、高台移転事業につきましても、今月21日、県庁で開催いたしました南三陸町復興整備協議会において名足・石浜地区、館浜地区、戸倉地区における防災集団移転促進事業計画について国の同意を得ており、これで本町が計画をいたしておりました高台移転事業計画のすべてが承認されました。

このように平成24年度における本町の復興に向けた取り組みはおおむね計画どおり進捗しております。しかしながら、被災された町民の方々のお気持ちからすれば、町の復興の取り組みは決してスピードがあると思われてはいないとも感じております。震災発生以来2度目の厳しい冬が訪れております。被災され、住まいを失い、町内外の仮設住宅やみなし仮設住宅で不自由な生活を送っておられる多くの町民の方々の生活の現状に思いをめぐらさない日はありません。

町では震災から3年目となる本年を「生活・住宅再建元年」と位置づけ、総力を挙げて住まいの再建、そして生活の再建に取り組んでいく所存であります。災害公営住宅の建設、そして防災集団移転促進事業用地の造成工事等をスピード感を持って実施し、復興に向け動き出している町の姿を形として町民の皆様にお見せしなければいけないというふうに思っております。来月には入谷地区及び名足地区に建設を予定しております災害公営住宅が着工できる見通しであります。また、本町として初めてとなる藤浜地区における防災集団移転促進事業につきましても本日関連議案を付議いたしておりますが、議決をいただきました後においては速やかに造成工事に着手させていただく予定でありますので、よろしく願い申し上げます。

町としてはこうした生活の再建に直結する具体的な復興の動きを町民の皆様方にお示しさせていただくことによってそれぞれの将来の見通し、ひいては南三陸町の未来に対し希望を持っていただきたいと思います。本年も南三陸町震災復興計画を早期に具現化することによって町民の方々が町が復興に向かっていると実感できるよう、そして町外にお住まいの方々が早期にこの町にお戻りいただけるよう、住まい、産業基盤、そして医療・保健福祉施設の再建、あるいはこの町の将来を担う子供たちの教育環境の整備など復興に向けて取り組むべき多くの課題に対し全力を傾注してまいりる覚悟でありますので、引き続き議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、平成24年第11回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

今月4日、小野寺防衛大臣が本町を訪問なされ、またその翌日には太田国土交通大臣が、そして今月14日には根本復興大臣、谷復興副大臣、秋葉復興副大臣が視察のため本町を訪問されております。その際、私からは、本町の復興に向けた課題とその解決方策について要望させていただいております。各大臣からは、総理からすべての閣僚が復興大臣であるとの認識を持って被災地の復興にしっかりと取り組むようにとの強い指示がなされた旨のお話を頂戴いたしております。被災地の首長としてこの言葉は大変心強く、新政権に大いに期待をさせていただいているところであります。町の復興には既存の制度の柔軟な運用や新たな制度の創設など国にリードをしていただかねば実現できない多くの課題があります。今月21日、宮城復興局を会場に開催されました国と宮城県及び被災市町との意見交換会の席上、私から、制度に合わせた復興ではなくて復興に合わせた制度の弾力運用をお願いしたい旨、強く要望させていただいたところであります。根本復興大臣からは、東日本大震災からの復興は安倍内閣の最優先課題であり、今後も現場主義を徹底し復興政策を進めていくとのご発言がありました。本年も町の復興を前進するため、国に対し被災地の実情をしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

次に、登米市、栗原市において本町の震災瓦れき焼却灰の受け入れをご決定いただいた件についてご報告をさせていただきます。このたび、登米市、栗原市の両市において本町の震災瓦れき焼却灰3,250トンを受け入れていただくことになりました。既に今月21日には栗原市の最終処分場への搬出が始まっており、来月上旬には登米市の最終処分場への搬出も始まる予定であります。町民の皆さんがとくにご承知のとおり、本町は東日本大震災の発生以来、両市から感謝という言葉だけでは言い表せないほどの多くのご支援をいただいております。今回の震災瓦れき焼却灰の受け入れに際しましても両市の市民の皆様方には特段のご理解とご

協力をいただくこととなりました。登米市、栗原市の皆様方、そして関係各位のご尽力に対し、町民を代表し心から御礼を申し上げる次第であります。

次に、今月23日、ベイサイドアリーナ文化交流ホールにおいて開催いたしました第1回南三陸町防災会議の概要についてご報告をさせていただきます。この会議は、本町の一部が原子力災害対策における緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZに含まれたことに伴う地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、そして来年度から予定している地域防災計画全体の大幅な見直しに向けて開催したものであります。この日の会議においては冒頭に国の機関、宮城県、そして日本赤十字社、JR東日本などといった公共機関のほか、過般ご決定を賜りました南三陸町防災会議条例の改正趣旨に沿い自主防災組織を構成する方々4名も含め、23名の委員に辞令を交付させていただき、その後、原子力災害対策に関し本町におけるUPZの区域や人口、そして南三陸町地域防災計画（原子力災害対策編）の案についてお示しし、説明をいたしたところであります。町といたしましては、今後関係機関のご意見等を踏まえながら、法定期限となる本年3月18日までの計画作成に向け必要な手続を進めるものであります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時12分 休憩

---

午前10時18分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 工事関係についてお聞きしたいと思いますが、以前この契約あるいは保証という関係で質問した経緯もありますのでですね。入札が終わって業者さんと契約する際に、以前でありましたら契約、要するに入札して契約する際に保証人というのがあったんですね。工事保証人。20年ぐらい前までですか、同業者が相保証ということですね、同じ同業者の方が保証人になって契約をされてきた。それが国の指導といいますか、談合の温床になるという観点から相保証はだめだと。で、保証会社の保証を受けるような形で進んできたわけですね。その際に事件といいますか事故、その落札した会社に事故が起きた場合、履行保証、要するに残った工事の保証はどなたがするんだというお話をしたところ、保証会社が工

事の完成まで履行する保証をするんだというようなお話がされてきたわけです。でありますから、安心してその保証会社のほうに工事を、何か事件が、事故が起きた場合には、その落札した業者に事故が起きた場合には保証会社が完成まで履行するという保証できたわけで安心しておったんですが、ここに来て、多分これ震災後なんでしょうけれども、保証会社の保証を受けずに契約がなされているわけなんです。工事完成までの履行保証をだれがするのかという問題が生じてくるんですけれども。町の考え方として、町の考えは保証会社の保証を受けなくても工事の契約をするに当たってどういった経緯でそういうふうな形を今とおるのか。その辺のところですね、考え方。私もいろいろと市町村に聞いたんですが、やはりその担保といいますか保証、工事の完成までの保証というのは第三者機関が保証すべきであるということ、そういった意見が多いんです。我が町ははたして大丈夫かということなんです、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事の契約にあたりましては契約保証金を10%以上納付しなさいというふうに条例でなっております、納付を免除できる場合につきましては、各種保証会社の保証をつけた場合につきまして納付を免除するという形になっております。本来は現金の納付が原則でございます、それを免除するのが保証会社という形になってございます。それで、保証金額は今のところ10%いただいております。この根拠につきましては、万が一その契約した工事について工事の継続が不可能となった場合、当然そこで中断をいたしまして出来高に相当する分を精算をして契約解除という形になりまして、残された工事を再入札なり随契等によって新たに契約をするわけでございます。その場合に手戻り工事等があった場合に工事費が増額になるということが考えられますので、1割相当額を初めに契約保証としていただいていると、または保証契約をしていただいているということでございます、基本的には工事完成保証人をつけた場合と何ら遜色ないものというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 決まりは決まりとしてあるわけなんです、やはり発注する側、要するに町、公共事業ですから、後で町民の方に負担がかかってくる恐れがあるという心配があるわけですよ。要するに1割の預り金をいただいております、それで事業をさせると。そこには前払金も発生してくるわけですね。今、前払金は50%になっておりますよね。ところが工事が30%しか進んでいないと。あとの70%はできないと。それを工事完成までの保証するところがない。その会社は事件というか事故が起きて存続、継続が不能だというときに、あと

の7割の、その前払金はもう回収できませんから、会社がだめになるんですからね。その預かっていた1割でその7割の工事ができるかと。できっこないですよ。またそこに7割の予算を計上しなきゃならないと。そうしますと町民に負担がかかるということになるんですよ。でありますから、第三者機関である保証会社にやはり保証してもらおうと。あるいは、定めには保証会社じゃなくても銀行の保証、金融機関ですね、信用金庫も含めた。あるいは民間の損害保険会社でも構わないんです。そこには保証料というのが発生しますけれども、それは業者さんが負担するものであって、町は一切支出をするわけではありませんからね。そういうことで、安全を確保した上での契約をするのが我々地方公共団体といいますか行政を担う人間というか人のあり方ではないかなという感じがするんですね。あくまでも町民の方に負担を生じるようなやり方はちょっとまずいんじゃないかなと。保証会社の保証を受けるのが前提として工事発注、契約を結ぶべきじゃないかなという感じがいたしております。事情によって保証を受けられない会社もあるように聞いております。それは何らかの形で救済といいますか、業者を育てていくのも我々も仕事でありますから、何かの形で救済する方向も考えていかなければならないのかなというふうに思うんです。今、定めでは1割以上の預り金といいますか担保といいますか、をとるということになっておりますので、その額もやはりこれ町のほうで1割でいいですよということで決めておるようですから、これが2割あるいは3割をとらなければ安心して発注できないのではないかなという感じもするんですね。ですから逆に保証会社に保証をしてもらうのであれば保証会社が保険をかけるわけですから、保証会社が。保証会社のほうに保険を高くかけてもらって、私どもの町に契約保証金2割3割を積んでもらうというようなやり方をしないととても安心して発注できないんじゃないかなという感じがするんですね。その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まず1点、前払金のお話がありました。前払金をお支払いする条件としまして、それについては保証が受けられることが前提になっておりまして、保証会社の保証または損保会社の保証をつけた場合のみ前払金をお支払いすると。それで今、代表的なのが東日本保証協会がございますけれども、その場合の保証契約の申し込みは前払金とその履行保証を2つセットでないと受けていないという状況でございますので、どちらか一方ということになっておりませんで、前払金の保証、それから履行保証という形でセットになってございます。当然前払金の保証ができない場合は前払金なしで契約をしておりますの

で、先ほど議員がおっしゃられましたように前払金の支払い損という状況にはならないというふうに考えております。

それから、保証金の割合でございますけれども、条例上は10%以上という形になっております。当然工事によりましては手戻り工事等が発生する場合10%以内で済まないケースもあるかもしれません。それはそれぞれ工事内容等を検討いたしまして定める必要があるものもあるかと考えてはおります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 建設課長は担当課だから答弁しているようですけれども、これ、副町長、その工事の入札関係はあなたが一番の責任者でありますからね。どうですか、今のお話を聞いていて。妥当なやり方といたしますか、安心して発注するやり方だと思いますかね。私はちょっと心配です。事件・事故というのはしょっちゅうあるわけでないし安心といたしますか、心配ないということで発注するわけですからね。しかし、わからないんですよ、これ。今、町内の業者さんがメインとしてやっていますけれども。よそから来る方々もこれから数多く出てくると思います。今、県内で、宮城県あるいは仙台市、仙台市が多いようですが、発注して途中でいなくなる業者さんがかなりふえているんですね、この震災の工事で。前払金をもらっていなくなったとか、そういったことが随分問題視されておるんですね。法人といたしますか会社ですから、100%安心ということはないわけでありましてね。旧歌津時代に経験していますので、公共事業を発注して途中でできなくなったというのが。そういった経験もありますのでね、やはり町として安心して発注できるようなシステムを考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。でありますから、保証会社が保証するのはその前払金も含めたセットであると。その保証会社から保証してもらいたいんですけども、かなりの件数が保証会社の保証を受けないで1割の預り金で発注していますのでね。後々問題が生じてくる可能性がでてくるのではないかなと、そんな心配をしているのでね。どうですか、その辺、副町長、今後のあり方、やり方について。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 議員ご心配の点は十分理解をいたしております。建設課長が今お話し申し上げましたように、現在の取り扱いとすれば保証協会の保証を受けられるもの、受けられない社、それぞれ保証金あるいは前払いの支払いのあり方については同等に町側としてはどちらにとっても相応の対応をしているということについてもご理解いただいたと思いますけれども。ただ、今後震災復興関連事業が数多く出てまいりますし、いろいろ発注あるいは

受注環境がこういう状況でございますので、そういったものをどのように態勢を整えていくのかいろいろ内部でも検討を今いたしておるところでございますが、予想外の事案等々も考えられないわけでもございませんので、そういった場を想定した場合における対応策については他の市・町のそういった動向あるいは制度の扱い等も少しいろいろ勉強しながら、ご指摘のように最終的に町が、ということはいわゆる町民の負担が必要以上の形で発生しないような、そういう公共事業、発注のあり方というものについてはいろいろ検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した田浦漁港・石浜漁港の道路及び用地の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、詳細の説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の5ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成24年度田浦・石浜港漁道路用地復旧工事でございます。工事場所は歌津字田浦地内外でございます。工事概要といたしまして、田浦漁港、道路744.5メートル、用地、用地のかさ上げでございますけれども、2,600平方メートルでございます。石浜漁港、道路、これ

は2カ所ございますが、2カ所合わせまして284メートルでございます。用地のかさ上げが、これも2カ所ございまして、合わせて2,400平方メートルでございます。

6ページ目に田浦漁港の平面図がございますので、お開き願いたいと思います。

図面の上方のほうが海側でございまして、下が陸域側となっております。赤く着色した部分が今回の工事箇所でございます。これまで物揚場等の復旧工事を発注しておりますので、その背後地になります道路と用地のかさ上げということでございます。

以下7ページに標準断面図が載っております。それぞれ6.5メートル、それから幅員5メートルの道路が配置をされておりますので、沈下量に相当する部分につきまして今回盛り土をして舗装をするという工事でございます。

8ページ目に石浜漁港の北側の部分に関する平面図が載っております。この図面は下側が海でございまして、上側が陸域となっております。これにつきましても着色した部分が今回の工事箇所でございます。ここにつきましても物揚場等は既に工事発注をしておりますので、その背後に位置します道路、それから用地をかさ上げするという工事内容でございます。北側の部分につきましては道路が163メートル、用地が800平方メートルでございます。

9ページ目をお開き願いたいと思います。同じ石浜地区の南側の物揚場の背後地でございます。これにつきましても赤く着色した部分が今回のかさ上げ工事に該当する部分でございます。道路が121メートル、それから用地が1,600平方メートルでございます。

以下10ページ、11ページに標準断面が載っておりますけれども、それぞれごらんのように沈下量に相当する部分につきまして、またはすべて流出した部分につきまして復旧をするという工事内容でございますので、よろしくご審議をお願いしたいというふうに思います。

以上で詳細の説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した稲淵漁港・館浜漁港・寄木漁港の道路及び用地の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部につきましてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の13ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、平成24年度稲淵・館浜・寄木漁港道路用地復旧工事でございます。工事場所につきましては南三陸町歌津字館浜地内外でございます。工事概要ですけれども、漁港3カ所ございます。初めに稲淵漁港、道路126.3メートル、用地のかさ上げが540平方メートル。館浜漁港、道路104.2メートル、用地のかさ上げが1647.5平方メートルでございます。寄木漁港、道路が340.3メートル、用地のかさ上げが1725.3平方メートルでございます。

14ページ目をお開き願いたいと思います。

稲淵漁港の平面図が載っております。図面下側が海側でございまして、上が陸域となっております。ここにつきましても赤く着色した部分が今回の施工箇所になります。記載のとおり用地が540平方メートル、それから道路が126.3メートルの復旧工事でございます。

15ページ目に断面図が載っております。既に工事を発注しております物揚場の背後地に相当する部分に6メートルの道路、それから用地をかさ上げをして復旧するという内容でございます。

16ページ目、館浜漁港の平面図が記載されてございます。ここの図面につきましては左側が海側になりまして、右側が陸域というふうになっております。これにつきましても赤く着色している部分が今回の工事箇所になります。

17ページ目に標準断面図が載っております。右側が海側になります。既に物揚場等は復旧工事に着手しておりますので、その背後にあります6.5メートルの道路、それから用地につきまして沈下相当部分をかさ上げして復旧をするという工事内容でございます。

18ページ目、寄木漁港の平面図が載っております。これは上側が海側でございまして、下が陸域という形になっております。これも着色部分が今回の工事箇所でございます。

19ページ目に標準断面図が載っております。左側が海域でございまして、右側が陸域ということでございまして、既にこの箇所につきましても物揚場等の工事が発注されておりますので、その背後に位置します道路、用地について沈下量相当部分をかさ上げして復旧するという工事内容でございます。

以上で詳細の説明は終わらせていただきますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最近、なんですか、仮契約書が添付になっていないような感じがするんですね。議会で議決を求める際に、業者さんとのその仮契約書、これは必要ないということにでもなっているのかどうかわかりませんが、以前は出していたんですね、印紙は張らなくても。そのうんと前は印紙を張らなくてもという議論もされたことがあったんですけどもね、印紙を張らなくても、仮契約書ぐらいは我々のほうに参考資料として出す必要があるんじゃないかなという感じがするんですが。その辺どうなっているんですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 工事関係で仮契約書を議会の参考資料として提出したという、その辺ちょっと私も記憶にないんですが。いずれ仮契約書は既に契約を結んでございますので、印紙も張ってありますし、それぞれ町長あるいは工事請負者等の印鑑は押印してございますので、仮契約書、判子を押す前のそういうひな形というのはおかしいんですかね、判子を押す前の状況のやつということでご理解しているんですか。それとも仮契約書は既に契約してございますので、印鑑を押していますから、その写しということでしょうか。その辺ちょっと、以前出していたということについてはちょっと調べてみないとわからないんですが、こ

こ最近はそのような仮契約書の写しを議会に提出したということについてはちょっと記憶がございませんので、改めて調査といたしますか、検討させていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私の記憶違いかどうかわかりませんが、以前は、震災前はあったように記憶しているんです。それは仮ですから、あくまでもまだこの議会の議決を終わって本契約になりますのでね、（仮）ということで、印紙を張らないで判子もつかないで、印紙の割印ですよ。で、仮契約書があるわけですから。議会の議決が終わらないと本契約書にならないんですから。あくまでも最初は契約については仮ということで、それをつくっておいたやつを議会に提出し、そして議会の議決が終わって初めて本契約になるわけですから。もう既にじゃあ判子をつけているということですね。まだ本契約、本契約ですか、それ。仮契約でしょう。そうであればその仮契約書、判子をつけてもつかなくてもいいんですがね、どういふふうなことでやっているかというその写しというのはやはり我々に出す必要があるんじゃないかなと思うんです。震災後、震災前のやつ流れていないんでしょう、資料。調べようがないでしょう。私の記憶では以前は仮契約書は添付されていると思っていましたよ。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今、財政担当とも確認したんですが、震災前も仮契約書については添付をしていないと。そのかわり、議案参考資料でそういった契約書の主な内容については参考資料でご説明をさせていただいているという内容です。

それから仮契約書は印紙を張りましてお互い捺印をして、議会が可決になれば本契約になると、そういった条項を入れておりますので、仮契約書がきょうの議会の議決を得れば即本契約に変更になると、そういった契約の仕方でございます。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この各漁港の説明、断面図からいろいろ出ているんですが、用地に関する表層工事といたしますか、これはどのような計画になっているのかですね。これを見ますと道路、そして用地の間には側溝等が入って、道路だけが表層工事が行われているというような図面なんですよ。その用地の場合の表層工事の計画がどうなっているか。

それから、各漁港の用地の後ろ、背後地になるわけですが、この辺の、多分これは物揚場からずっと沈下した分を上げていくものではないかなと思っているんですが、赤く塗られた後ろのほう、この部分はどのような考え方をしているのかお聞かせ願いたいです。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路以外の用地の仕上げ方法でございますけれども、今想定しておりますのが、基礎を撤去した後にコンクリートの瓦れきが発生するわけでございますけれども、それらを今、細かく砕いて碎石状にしたやつを敷き直そうと、その材料をもってかさ上げをしようという計画でおります。ですから一般的に普通の土砂を盛って赤土等になるということではなくて、一定の碎石を敷いたような状況で仕上がるというふうにイメージしていただければ構わないかと思います。

それとあとかさ上げの範囲でございますけれども、現在わずかながら背後地が傾斜をしております。それで、設計上は一定の勾配でぶつかるところまで今回かさ上げをしようということで今、設定をしております。ただ、これにつきましても実際その現場に丁張等を設置して、そこはまた地元のほうと協議が必要になるものだというふうに考えております。ただ、一定の考えを持って工事を、設計をしなきゃならないものですから、今のところ図面上での判断でこういう範囲を設定しているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 表層工事については今、県単の漁港でやっているわけで工事が進められている中では、赤土で背後地を全部埋めて、それで何か雨が降った場合とかそういう場合に非常に上のほうがこれから使っていく部分で懸念されるところが出てきているわけですね。その工事、県のほうでこれからどう進めていくのかはちょっとまだわからないんですが、今のところただ赤土の上に碎石を敷くというような工事が見られてきたんですが、それではちょっと今後使っていくには、赤土を1メートルぐらい盛っているわけなので、どんどん沈下していくというか、減っていくのかなと。そうした場合にその表面に碎石をなんぼ敷いても、時間がたつにつれて効果というものとはなくなってくるのかなと。そういうことも今後において懸念されている部分があるので、町単の漁港、背後地の用地等をこれから工事していく中ではそういうことも考慮しながら表層工事をするべきでないのかなと。それから背後地等々の排水ですね。段差がついてくぼ地になるような部分も出てくるんだろうと思いますので、そういうところは極力その排水等の工事も進め、取り入れて、そしてできれば本当は背後地はすべて平らにならしてもらったほうが地域住民の方々は今後利用していくのに利便性が上がるのかなと、そう思っております。できるだけ地域の方々の意見を取り入れながら、それこそ現場に合った工事を進めていってほしいと思っております。

それから、これからこういった種類、漁港をからめて背後地、用地の工事がどんどんふえてくるわけですが、その中で設計変更なんていうことが出てこないのかどうかですね。設計変更が出てきて工事を進めていく中で変更しなきゃならない、手続をしなきゃならないというようなことが今現に出ておりますが、そういう場合になかなか許可がおりないというようなことで一部工事が停滞していると。そういうことで利用に若干支障をきたしているというような部分も県工事の中で出てきているんですが、町単の場合これからやっていくのにそういう懸念はないのかどうか、その辺を聞かせていただきたい。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） かさ上げの盛り土材は先ほど申したとおりコンクリートの破砕材を使うということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから排水等につきまして、これまで何度か地域の説明会を行っておりますけれども、その中でいろいろなご意見はいただいております。ただ、すべてができるわけではなくて、やはりできるものとできないものがございますので、その辺は地域の方ともう一度お話をしていく必要があるかというふうに考えております。

それから変更があるかどうかというお話でございますけれども、絶対ないとは申し上げられませんので、どうしても海の中で目視できない箇所が随分ございますので、当然その中で変更が必要になる箇所もあると思いますし、また工事をする中でやはり地域の方々からいろいろなご意見もまたその都度出てまいりますので、そういうご意見をもし取り入れるとするならば変更の手続が必要だというふうに考えております。ただ、いろいろな県と、それから庁内のいろいろな手続がございますので、若干ご意見をいただいたからすぐ次の日からできるものとそうでないものとございますので、そこはそれぞれ正規の手続に従ってやらざるを得ない点もございますので、その期間についてはできればご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 課長も聞いているかと思うんですが、今、県単でそういうアクシデントといいますか、設計変更をしなきゃならないというようなことで国のほうに申し出てはいるんだが、さっぱりその許可がおりてこないというようなことで、背後というか、横のほうから波が浸入するというようなことで、利用していくに大分不便を感じている。また工事関係者も工事の進捗に何かちょっと足かせになっているというようなこともあります。先ほど町長は復興に合わせた制度というようなことでお願いしたというようなことでありますので、

さらに県・国のほうにそういうことを強く申し出て、多少の裁量権は現場といいますか末端町村あたりにおろしてもらって、多少のことはこっちでいちいち県とか国に上げなくてもいいように、こっちで裁量できるような制度にこれからしていくべきでなかろうかなと強く感じておりますので、さらに要請・要望をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） まずこの工期ですね。年度内ということになっておりますがね、はたしてこれだけの工事が年度内に完了するのかなというような。恐らく完了しないでしょう。そんなことだと思いますので、その辺の説明。

それから、この工事の内容ね。私は設計士でないから余りわかりませんが、15センチがクラッシャーランだ。そのほかにその上に上層路盤として安定処理というのは、これどういう処理をするのかなと。その上に5センチのアスファルトということですがね。そういう内容のようですけども、案外簡単な工事なものだと思います。それでこのクラッシャーラン、今この砕石等が非常に不足しておることが新聞等で言われていますけれども、どのようなものをこれは使うのか。砕石なのか、この辺の新たな砕石、何々使うんだかわかりませんがね、なんなん、それから間に合うのかどうかですね。

それから先ほど前者が話しましたけれども、議案の関係ですね。これは恐らく議会に提案するのはこれでいいんだろうと思います。まあテクニックの問題かと思いますが、ただ、議会としてこの契約書の写しが必要だというようなことであれば、これは即座に出ているんだからコピーをして出す必要があるんですよ。私は出していたほうがいいと思います。今は前々者の質問で、歌津町では全部そうしてまいりました。はたして契約書がどうなっているのか。疑えばいろいろありますよ、疑えば。やはり業者と町とのその、きちんとした内容を発注するのは契約書なんです。それをコピーして議案に添付することは何の差し支えもない。そう思います、いかがですか。私は出す必要があると思いますよ。それを拒むのは何ものもない。

そんなところでご答弁願います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私については2点ほどご質問がございましたので。

1点目の工期の問題でございますけれども、ご存じのように24年度工事ということでございまして、繰り越し等、債務負担等の手続をしていない以上、年度いっぱいの工事設定が精いっぱいだということでございます。具体の工期につきましては、本工事契約が締結されまし

たらば具体の工期については業者のほうとまた協議をさせていただきましてご提示をしていきたいというふうに考えておりますし、手続もとらせていただければというふうに考えております。

それから舗装構成でございますけれども、15センチで大丈夫かというご質問がありましたが、先ほど申しましたとおり下は盛り土材としましてコンクリートの破砕材を使うということで、基本的には舗装の構成につきましては下の盛り土材の質によって厚さが変わってまいります。今回はぼ碎石と同等のもので盛り土をするということでございますので、今回15センチとさせていただきますところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼しました。碎石の材料でございますけれども、大変逼迫をしているという状況には聞いてはおります。ただ、これにつきましても必要な部分は県外等からも持ち込みまして対応するというような県の方針もございますので、今のところ予定どおりいくだろうというふうに考えてはおります。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 3点目でございますけれども、議員十分ご承知の上でご質問なさっていると思うんですけれども、そもそも契約そのものはやはり予算の執行上のことでございまして、町長の権限に属する事項でございます。それで、ただし地方自治法とすれば一定の大きな工事については議会の同意を得て契約をなさないと、それがこの議案の関係でございますけれども。その議会の同意を得るのにどういった議案を出すかということについては目的、方法、金額、相手方、この4つが先例として定められておりまして、それに基づいて議員の皆さんに説明をして決定をいただくと。その議案を審議する際に仮契約書がなければというご質問でございますけれども、この契約の議決をいただくのはそういった趣旨でございまして、議案を審議する上で仮契約書が必要かどうかというのが1つのそういった考えもあるかと思っておりますけれども、執行部とすれば参考資料で仮契約書にあるすべての事項については網羅してございますので、それで審議をしていただいておりますし、それで十分でなかろうかという判断のもとに仮契約書はこれまでも添付してございませんでしたので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 総務課長の答弁、そのとおりです。提案権は町長にしかありませんからね。ただし、議案として出す前、この議案を審議する中で議会のほうから参考資料として写しを見せてください、提出してくださいと言えば、これは出す必要があるということを私は言っているんです。それ違いますか。それは違うかどうかというのを言っているんですから、私は。とくとわかっていますよ、提案者、提案権。そんなことを言っているんじゃないの。ただね、これは議会の1人の意見じゃありませんよ。議会の総意でそういう要望をするならば、それを拒むものは何もない。副町長でもいいですよ。どう思いますか。私はそうだと思います。そうでなければ議会ではない。議会は何。何も私は間違ったことを言っていないよ。そう思いませんか。

それからその工期の関係ね。これはそのとおりだと思います。今、入札をする段階でいつまで、年度内にできないものね、いがすいがす、できないのであれば25年度でもというようなことで話し合いをしてやっているものではないと思います。私はその姿勢なんです、姿勢。客観的に考えてね。それをなにするんです。こういう時期ですから、何もそれは悪いって言っているんじゃないんですよ。当然工期が延びるのは、私は当然のことだろうと思いますよ。その辺を、まあ工期は延びますよと、今、議会でそういうことは言えないべから。その都度ってまあ、建設課長のその答弁もそれ以上のことはなかなか言えないだろうというふうに思いますがね。今後恐らく出てくるんでしょう、繰越明許とかいろいろなことがね。そういうことでお伺いしているんです。何も何て言うんですか予定、ある程度の予定が、しかも資材等も非常に今、不足していますからね。そうするとこれが、さっき説明したかわかりませんが、今、コンクリートを砕いていますね、クラッシャーのね。あれとは別に碎石山からなんなんのものを積んできて、なんなんのものを敷くんですか。それを聞いているんですよ。その複製の碎石を使うのかなと思ったものですからね、コンクリートのね。そこら辺もう1回説明をお願いします。その工期の点と、2点。同じ質問。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工期につきましてはこれからの契約でございますので、当然3月までには多分終わらないだろうということは議員のご質問のとおりだと考えております。ただ具体的な部分につきましてはその資材等の調達の時期とか、いろいろな問題がございますので、ここでははっきりいつ完成ということはちょっと申し上げられない状態でございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから碎石につきましては、設計上の記載をさせていただいて、再生クラッシャーランということで再生のクラッシャー。これが単価的に安いということで、設計はその安いほうで取り扱っております。ただあとこれも調達の时期的な……これは40ランでございます。最大で4センチの大きさのものを使うということでなっております。ただその再生を使うかどうか、またこれも調達時期の問題がございますので、現場ではまたもしかすると正規の、バージンと言いますけれども、製品を持ち込んで施工することもあり得るということでございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 議会の審議の中で執行部の提出資料がどの辺までかという部分については、これはいろいろケースがございますので、今後議長とも相談をさせていただきますが、とりあえず今、阿部議員から要望のありました仮契約書の写しでございますけれども、議案ごとに毎回つけるのか、あるいはそういった特殊な、ええ、まあそういう要望がございましたので、議長とも相談をさせていただきながらご趣旨に沿うような形で提出を検討させていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した藤浜地区における防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。
- 復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第3号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の20ページをお開き願いたいと思います。

工事名は平成24年度防災集団移転促進事業（藤浜団地）造成工事でございます。工事場所は戸倉字藤浜地内となっております。工事の概要、入札の状況については記載のとおりでございます。工事期間につきましては、債務負担行為を設定のもと、平成25年12月13日までとしております。

次に工事の概要でございますが、22ページの平面図をお開き願いたいと思います。

藤浜団地の位置につきましては、国道398号沿いの、ちょうどチェーン着脱場がある正面に位置してございます。造成面積につきましては全体で9,930平米、10世帯の移転のほか、オレンジで着色になってございますが、集会所用地を確保してございます。主な工種といたしましては造成工事が主体となっております。そのほかには取付道路、団地内の区画道路、幅員6メートルとして延長が全部で443メートルございます。そのほか水道の布設工事、家を建てるまでの一式の工事となっております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

- 議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 来月2月にいよいよその災害公営住宅、入谷地区、それから名足が実施される見通しに続いて、いよいよ待ちに待った高台移転といたしますか、これが藤浜に、第1号ですね、できるというニュースで、これは本当に大きな話題だと思います。また町民にとってもこのことについては待ち焦がれた問題でありますし、この大きなニュース、トップニュースといたしますか、どうやって町民にお知らせして待ちに待った高台移転ということを皆さんにお知らせするのか。それと、今後その他の地区の進捗といたしますか、その他の地区が今後どのような計画で進められるのか、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 藤浜地区の着工についてどういった方法で情報提供していくのかということでございますが、当課で発行しております毎月1回の高台まちづくり移転ニュースのほか、来月には防災集団移転事業としての町としての着工式をこの地区で行うこととしております。そういった中で町内あるいは町外にお住まいの方はいよいよ始まったという実感を持てるようなPRに務めていきたいというふうに考えております。

それと他の地区の状況でございますが、今回の議会の議案の中に補正予算でも寄木・葦の浜地区の債務負担行為を議案として出ささせていただいております。年度内に業者決定をして着手に向けて動いている状況でございます。そのほかの地区については現在実施設計あるいはその実施設計の詰めによる用地交渉、そういったものを現在おおよその地区で行っている状況下にあります。いずれ用地取得がなされるにおいては、来年度の夏場前半をめどに大方のところでは工事発注に向けて進めているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） これだけの高台移転のニュースですからね、ただ言葉とか文章でつづるのではなくもっと写真入りで大々的に、仮設住宅あるいはみなし仮設等に住んでいる方々に話題提供という形でもっとPRすべきではないかと思えます。

それで、生活・住宅ですか、再建元年と位置づけて、先ほど行政報告でありましたけれども、そういったことでことしから本格的な住宅再建に向けてのことです。それで、今後、先ほど課長もおっしゃいましたが、用地の交渉といったことでトラブルとかそういったことはなかったと思いますが、その辺は今回の高台移転についてはスムーズにいったと思いますが、その辺のちょっと様子といたしますか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 用地交渉の過程においてどの部分が支障かどうかという判断はちょっとそれぞれ考え方によって違うと思いますが、藤浜地区においては幾度となく地権者を初め入居者も含めいろいろな形で地域と合意形成を図ってくる過程の中では、用地的な部分での大きな障害という部分は特にございませんでした。ほかの地区においてもおおむね良好な交渉環境が得られているという状況ではございますが、ただいずれ実施計画をもとに自分の土地が分筆されたときに、残された土地の取り扱いについてそれぞれの地権者にいろいろな考え、思いがございます。その部分がこれまで、今後も含めてなんですが、ご承諾いただけるその地権者とのうまく折り合いがつくかどうかという部分が大きな課題かと思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。

そのほかに町の課題として、何か埋蔵文化財が出て1地区おくれるような話もありましたが、その辺の様子はどうか。それからまた今回このようなスピード感を持って事業に着手できるということは本当にうれしいことだと思いますが、なお引き続きトラブルのないような合意形成のもとに事業を進めていただきたいと思いますが、その辺、おけている部分のもし課題がありましたらその辺。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） おけている状況は総じていった場合にやはり取付道路の問題、あとはその用地的な問題、そういった部分では時間をかけて話し合っていかなければならない地区も確かにございます。それと、埋蔵文化財につきましては志津川の中央地区でございますけれども、ようやく伐採の業者との契約も終わりました、作業道の関係で来週打ち合わせた上で来月にはようやく木を切り出してして本格的な調査に入っていくという状況でございます。今後の推移についてはその発掘状況に応じて機会があればご報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 町民がといますか地域民が待ち望んでおりました防災集団移転事業の第1号ということで、大変喜ばしいことであると感じております。それで、工期が25年の12月13日までとなっておりますが、今後個人の手へ渡っていろいろ環境整備が整って個人の住宅が建設されるまでに多少の時間が必要と思いますが、最短で今後のスケジュールといい

ますか、そういった住宅の建設が始まるのはいつごろに、25年度内にできるものかどうか、その辺の時期的なものを伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 個人の住宅の再建につきましては、この藤浜地区に限定してお話しさせていただきますと、いずれ工期は12月13日でございます、来年度中には本格的な個人の住宅に着手できるのかなというふうに思います。ただ、その後の住宅そのものがどういったところに個人が願うのか町としても意向を確認したんですが、まだ方向性が見えていないという今の状況でございます。その住宅を請け負った業者さん次第では来年度になるか、あるいは今年度中から入れるか、その辺はちょっと各個人によって差があると思いますし、一番は金銭的な準備を、手だてをどういった形でそれぞれができるかというのが一番の懸念かなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） いずれ個人差はあると思うんですが、1日も早い住宅再建を待ち望んでおったわけでありまして、ぜひそうした環境を整えて住宅再建がスピード感を持ってできるように進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに、3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 当町の防集の第1号ということで、これからの防集事業にはずみがつくという形で大いに歓迎するわけでございますが、参考資料の22ページの平面図でございますが、いわゆる中抜けのような白地がございますね。この白地は何で、いわゆる構成上何か使えないというか、そういう建設用地としては用途的に不向きであるというふうな見方なんでしょうか。それとも将来的に何かそういう活用していくというふうな考えがあるのかどうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 従来、これまで特別委員会等でも、あるいは議会の総務常任委員会でも、こういう図面の形ではなかった図面でご提示を計画として出させていただいている経緯がございます。こうなりましたのも地域の入居する方々との合意形成の過程の中で、ある程度各家の一定の距離感が欲しいという部分、それと、地権者がこれはすべて3人にまたがる土地なんです、少しでも自分の土地を残してほしいといったような要望とを調整した結果このような形になったというところでございます、あと個人がこの間をどういうふうに考えているかは定かではございませんが、いずれ土地の所有者あるいは入居する方々の思いがこういった形をかみ合ったという結果でございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 理解いたしました。いずれ地権者の意向というか、そういう地理的な条件とかいろいろな形の中でこういう部分も出てくるんだろうというふうに思います。理解いたしました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この事業につきましては、先ほどもちょっとその入札関係で質問しておいたんですが、これは保証会社をつけているんですね、前払金を出すということになりますと。そこで先ほど副町長から今後検討していくというような話がありましたけれどもね、今の段階でもうその保証会社をつける会社、つけない会社とあるわけですよね。そこで、今後検討するんでしょうけれども、やはり第三者機関である銀行あるいは損保会社あるいはこの東日本保証会社、これは私はやはりつけるべきだというふうに思います。安心して発注をするという観点からですね。1割の保証金をもらっているから再入札をかけても1割ぐらいの金額のアップで再入札ができるという解釈でいるようですが、問題はこの保証額、1割ですね、今現在。その保証額は、お金、事件・事故が会社に起きた場合、会社が存続が難しいということに陥った場合、この預かっている1割のお金は町のものとして使えるかどうかという問題になってくる可能性があるということ。要するに、この1割のお金もこの会社の財産になるわけですよ。で、言葉は悪いかどうかわかりませんが、倒産みたいな、あるいは会社更生法あるいは民事再生法等々を出した際に、債権者の権利が生まれてくるわけですよ、この町が預かっている1割も。そうしますと、再入札をかけて1割の分を使うことができないという可能性が出てくるのではないかということなんです。でありますから、その工事の履行保証の面からその第三者の機関である保証会社あるいは銀行あるいは一般の民間会社の保証というものはやはり必要になってくるのではないかということになるわけですが。その1割の預り金は町が使えるのかどうかということです。心配なく町のものですよと、債権者のものじゃありませんよということであればこれは安心することも若干あるわけですが、要するに債権者といえば銀行が主でしょうから、その預り金は銀行のものですよ、債権者のものですよとなった場合は、これはちょっと考えるべきじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ちょっと失礼いたしました。

ご質問の趣旨でございますといわゆる契約保証金の性格づけと申しますか、町にとってどういう保証金としての性格なのかについて大変ちょっと今、不勉強でございますが、今、担当課長から、契約書の中で、きょう、今、資料として1枚目の分だけございましたけれども、それ以外のいろいろな瑕疵負担の問題とかこまごまと何十項目も契約書類でやっている中に契約保証金の扱い方について記述してございますので、大変申しわけございません、後ほどそこはもう1回調べて正しいお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども。

それから行政報告に関連してちょっとご説明申し上げたんでございますけれども、保証協会等の保証を受ける受けないは会社の都合もございまして、それからいろいろな都合で保証協会の保証を受けられない場合もございまして。その場合は保証金については町で現金で預かるという保証金の扱い方をしてございまして、それと同時に前払金について出す出さないもそれと連動してやってございまして、町のそういう財政的なリスク負担というのは基本的には同じだろうというように私どもは理解はしているんです。議員からあの際、質問がございました、途中まで、前払金相当まで出来高がいついらないときにその分は損失になるんじゃないかというお話ですけれども、協会等の保証を受けていない分については前払金等の措置もとらないということにしてございまして、リスクは基本的には同じだろうと思います。ただ、同時に1割でいいのかというお話もあわせてございまして、そこは受注者側の負担の問題とも関連してきますし、うちのほうの条例は10%以上ということで決めてございまして、今の状況でいいのか、もっとリスクを軽減するためにそれを引き上げるべきなのか、そこは他の市町等の状況も少し勘案させていただいて、当然保証協会であれば保証料も業者側の負担が出てまいりますし、そういう問題も連動してまいりますので、そこはいろいろ検討させていただきたいということでさっき答弁させていただきましたけれども。

前段の保証金の権利と申しますか、そちらがどこにどう帰属していくのかの部分については、大変申しわけございません、ちょっとお時間をいただいて検討させていただきます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その保証金の権利については後でということで、それはわかりました。

やはりですね、前払金については保証会社の保証を得られなければ前払金は出さないことになっていますよね。それはわかりました。前払金だけじゃなく、例えば前払金を払わなくても50%の事業をして、事業が継続できなかつた、事件が起きたというときに、残りの50%の額で再入札して工事ができるかというところとできないと。ですから、この保証金の1割を加算すれば大体できるんじゃないかということで10%の預り金というか保証金を積み立てるといことなんですが、なかなかそこは工事の内容によっては1割どころか2割も3割も負担しなければならぬというものも出てくる可能性もあると。要するに、いろいろな例を挙げますと、例えば工事、建物の場合、いろいろな設備とか何かを中に入れたと。それも工事費に含まれているわけだ。そして途中でいなくなつたと、やめになつたと。債権者たちはその中身の部品とか何かを持っていく可能性があるわけですよ。わかりますか？あるいは材料を納めていたと。それも持っていく可能性がある。そうすると1割や2割はできないんですよ。そこなんです。ですから、保証会社のほうには1割ではなく、2割、3割の積み立てをしてもらいたいと。これは町がその額は示すことができますのでね、条例ですから。10%以上ということであつていただいておりますからね。ただ先ほど言ったように業者さんが保険料がアップになる可能性もあると。それも考えてやらなければならないということもわかりますけれども、今の段階ですと保険料、保証料が事業費の0.2%のようです。よその市を聞くとですね。我が町でも多分それぐらいでないかなと思うんですがね。よその市では大部分が保証会社の保証をつけさせてやっておるといことでもありますのでね。その辺のところも安心して発注する、あくまでも目的は住民に負担を負わせないという目的から、やはりその辺も慎重に考えていかなければならないんじゃないかなということでもあります。いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今、具体の例を挙げてお話しいただきましたけれども、先ほど建設課長がその内容について答弁申し上げているように、基本的にはそういう事案が起きたときの町としての精算はあくまでも出来高精算ということでございますから、三浦議員がお話のように町で出来高検査をする過程の中でいろいろ債権者との調整があれば、それは出来高に入っていないという考え方になるのではないかなというふうに思っておりますけれども。なお、直接現場を担当している課長のほうからもその辺もう一度説明を申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） もしそういう場合の支払いでございますけれども、基本的にはそういう事案が発生した時点で業者のほうと相談をいたしまして、出来高検査を行います。それで出来高相当部分にしか町としては当然お支払いできないということでございますので、もし納入したけれども納入業者が資材を持ち去ったということであれば、その検査日に確認できないものについては町としてもお支払いできないということになりますので、議員ご心配している点については対応できるのかなというふうに考えてはおります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番議員が退席しております。

14番議員に対する答弁の保留がありますので、答弁させます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは契約保証金の取り扱いについてご説明申し上げたいと思います。契約保証金の取り扱いにつきましては、地方自治法の第234条の2第2項に規定がございます。契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金については当該地方公共団体に帰属するものというふうに規定をされております。また、施行令167条の16に納める率につきましては当該地方公共団体の規則で定めるという規定がございます。南三陸町建設工事執行規則によりますと100分の10以上納入することという規定になってございます。それと、万が一、議員が心配されています事態になった場合、業者、企業側の会計処理でございますけれども、保証金の勘定科目につきましては仮払金または差入保証金という勘定科目に計上されます。そして万が一そういう事態になりまして町に帰属したということに

なりますと、費用として処理をすると、工事費用という形で処理をするという規定になっておりますので、基本的には町に対して請求は多分出てこないものというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ある程度の担保というんですか、これは確約といいますか、1割、契約保証金についての1割の担保といいますか、町のものになるということでその分については安心なんです。やはり副町長ね、何度も申し上げるようですが、工事の内容によっては1割を追加しただけでは再入札する際にはできない可能性も多々あるわけですから。何度も言うようにですけども、やはり第三者機関、保証会社の保証あるいは銀行あるいは損害保険会社等々あるわけですから、保証を受けられる業者についてはやはり受けさせなければならないのではないかなと、受けさせるように指導していったほうがいいと思います。ただ、中には契約の中でも10万とか20万とかありますよね。そういった額の小さいものは除外しても構わないかと思うんですが、やはりいろいろなところに保証の関係で100万以上という文言がうたわれているところもありますのでね、100万以上の工事について、あるいは契約については保証を受けられる会社については極力受けさせて、受けられない業者さんについてもこれは何らかの救済といいますか、地元業者の育成という観点から育てていかなければなりませんから、何かの理由づけといいますか、ただし受け入れられない場合はこういうのだよというように仕事をさせるというやり方もあるのかなと、そんな感じがしますので、極力保証を受けられる業者については保証を受けてもらって、安心して発注をするという方向性を持っていていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 先ほど来からいろいろ工事・発注に関する町としてのリスクを回避するということでのご提案、ご意見でございまして、ある意味そのとおりでございましてけれども。契約保証金につきましては本町の建設工事執行規則からすれば100万未満については免除規定も当然あるわけですし、保証会社との契約をした場合についても免除できると。で、いろいろな事情があって保証協会等との保証締結ができない社等については当然同じ率で現金納付という形で町のほうに保証金はきちんと納めていただくという形をずっととってきていますので、必ずしも協会の保証であっても保証に対する考え方は同じでございまして、そこは大きな懸念にはならないのかなというふうに思いますけれども、より安全という意味では議員お話しのとおりできるだけ協会等の保証あるいはそれにかわる何か、国債、地方債、担保

となるものが明確であればより安心だということはそのとおりだというように思いますので、そこは今後業者との間で協議をしていきたいと思ひますし、それから保証金の率については100分の10、10分の1以上ということでございますけれども、以上なので2であっても3であってもいいということなんですけれども、私どもでは一般的には10分の1ということに取り扱ひをしてございますけれども、ただ、その場合であっても低入札があつたときには2とか3とか、そこは弾力的にできるように意図してございます。今のところそういう形で10分の2あるいは10分の3の契約保証金を預かっているという事例はございませんけれども、そういった部分での取り扱ひの仕方、それから議員ご指摘のようなその率全体のよりリスクを回避できる安心安全な施工という部分でその辺についてどうあればいいのか、そこについてはいろいろ検討させていただきたいというように考えております。

---

#### 日程第8 議案第4号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第4号財産の取得についてを議題といたします。

職員に朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、消防団各班の車両に積載している小型動力ポンプのうち経年劣化により今後の使用に耐えない恐れがある11台の更新を目的とした売買契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の23ページをお開き願ひます。

業務の名称が消防小型動力ポンプ購入業務でございます。業務の内容、更新を目的とした消防小型動力ポンプ11台の購入。更新対象の班でございます。第1分団津の宮班、第2分団荒

町班、第3分団大船沢班・水口沢班、第4分団天神班、第7分団荒砥班、第8分団葦の浜班・石泉班、第10分団泊浜班、第11分団石浜班、第12分団田の浦班の計11班であります。

以上、詳細説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第5号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第5号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第5号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、寄木・葦の浜地区における防災集団移転促進事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事兼用地対策室長（佐藤孝志君） それでは、議案参考資料の25ページをお開きください。

今回、寄木・葎の浜地区防災集団移転事業として取得する場所は、歌津つつじ苑の東側に位置する丘陵地であります。

取得する土地の全体計画ですが、参考資料の27ページをお開きいただきたいと思います。

今回取得する土地は、町道の改良部分も含めまして計画面積約2万5,000平米で、その中に一般住宅用地の区画を41区画、幅員6メートルの道路のほか公益的施設、公園などを計画しております。

取得する土地の筆数、地目、所有形態などですが、資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

今回取得する全体の筆数は8筆で、現況地目は山林他の2地目、所有者は4人で、取得金額の合計は約2,600万となっております。そのうち議会の議決を要する土地は畠山吉雄氏ほか16名が所有する歌津字寄木53番11のほか2筆の共有地であります。面積が1万3,090.93平方メートル、約3,960坪ほどであります。全体の取得する土地の62%を占め、取得金額は土地が1,047万2,744円、立木が731万7,906円の合計1,779万650円であります。土地の取得単価につきましては、取引事例をもとに標準地の価格を決定し、今回取得する土地の比重により1平米当たり800円と決定したものであります。また、土地につきましては杉、ヒノキ、松などが生い茂っており、樹木ごとに本数を調査し、保証額は3,630本で731万7,906円となっております。

以上で細部説明を終了します。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第6号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第6号平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号平成24年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、病院及び総合ケアセンター建設に係る設計業務並びに寄木・葦の浜地区における防災集団移転促進事業用地の造成等工事に係る債務負担行為の設定を行ったほか、緊急性・特殊性のある事業について所要の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、一般会計の補正、細部説明をさせていただきますが、予算書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

債務負担行為の補正でございますけれども、今回3件予定してございまして、上段とその下については医療・保健福祉施設に係る分でございますが、医療の部分については公立病院分、それから保健福祉施設については仮称でございますが総合ケアセンター分ということで、病院分とケアセンター分を一括して発注したいということで考えてございます。したがって、病院会計でも同じように債務負担行為の設定が出てまいります。それで期間が24年度から25年度ということでございますが、24年度は契約の発注行為までということで、実質的には25年度からというふうになります。なお、契約方法は公募型プロポーザル方式を予定してございます。今回限度額4,200万ですが、病院分が6,500万を予定してございますので、あとで病院会計で出ますけれども、合わせて設計業務委託については1億700万を見込んでございます。それから真ん中の設計監修業務ということで、極めて今回の病院等につきましては専門的な知識を要するというので、設計監理の監修業務を委託したいということで、一般会計部分は100万、それから病院部分は200万ということで、計300万で設計委託業務の監修業務を委託したいということで今回計上させていただきました。

それから下段でございますが、防災集団移転促進事業の用地造成工事ということで、今回寄木・葦の浜地区の防災集団移転事業の移転先の造成工事を実施するものでございます。事業

期間は3カ年でございますけれども、24年度は契約行為ということで、実質的には25年度、26年度の2カ年間で造成工事を実施する予定でございます。

それでは歳入歳出を説明させていただきますが、10ページの歳出のほうから説明をさせていただきます。

災害救助費でございますけれども、需用費で396万ですが、応急仮設住宅用地内の融雪剤とか、それから応急仮設住宅の結露あるいは凍結防止対策ということで、約400万を計上してございます。

それから工事請負費で4,400万でございますが、説明にありますようにおふろの追い焚き機能の取り付けでございますけれども、今回31の仮設で120戸分を予定してございます。これにつきましては昨年申し込みをとって終了したわけでございますが、入居者の移動等がございまして、改めてそういった要望を聞きましたところこういった希望がございましたので、120戸分、追い焚き機能を取り付ける工事を実施したいと。1戸当たりおおむね42万程度かかる予定でございます。

それから下段の林業振興費で462万ですけれども、フォレストック管理登録手数料ということで、12月議会で町有林の二酸化炭素吸収量、いわゆるCO<sub>2</sub>をNTTドコモさんに売却いたしました。約2,000万でございますけれども。その登録管理費ということで、一般社団法人のフォレストック協会に登録管理費ということでお支払いすると。したがって実質的には、2,000万歳入で入りますけれども、462万を登録管理料ということでお支払いするということになりますので、この事業の実質的な収入ということにつきましては、1,500万ほどということになる予定でございます。

11ページ、12ページでございますが、水産業振興費で海水井戸改良工事ということで、現在魚市場の後背地、旭ヶ浦の水産加用地に塩水を送水しているわけでございますが、水産加工場あるいはカキ処理場の稼働率の上昇に伴いまして慢性的に塩水の不足が生じておりますので、それを改良したいということで工事費130万を計上させていただきました。

それから中段の道路維持費の消耗品でございますが、町の融雪剤が、ごらんのように例年より雪が多いということで融雪剤が不足するというので、消耗品として追加計上したものでございます。

それから、災害復旧費の道路橋りょう災害と河川災害復旧工事のそれぞれ1億1,000万円の組みかえを行いたいということです。河川災害のほうから道路災害のほうに組みかえするわけでございますけれども、具体的には志津川市街地の49の路線の災害復旧に係る測量、地質

調査あるいは設計委託を前倒しして実施したいということで組みかえをいたすものでございます。

12ページ上段の総合体育館の災害復旧工事ということでございますが、約2,000万という内容でございますが、現在補助対象事業として6,000万ほど認められてございましたけれども、今回の部分については体育館の天井裏の損傷部分ということで、その原因が東日本大震災と特定できないということで補助対象外とされたということから、今回1,970万を単費で行うということで計上させていただいたところでございます。

それから復興管理費で385万円、報償費から工事請負費までございますけれども、災害公営住宅の入谷地区、それから防災集団移転の藤浜地区、いずれも2月に着工式を行うわけでございますけれども、南三陸町にとっていずれも初めての着工式でございますので、それらの着工セレモニーを行うということで所要経費を計上させていただきました。

それから13ページでございますが、本事業は戸倉地区2カ所、歌津地区3カ所の県営圍場整備事業で実施中のものがございますが、その中で報償費として約1,400万ほどでございますが、今回事業を実施するに当たりましてそれぞれ5地区で換地業務あるいは評価委員、実行委員といろいろな委員さん方からそれぞれ委員会を開いて換地業務等を実施するというような内容でございます。具体的には1地区で換地委員が9名、評価委員が9名、実行委員が1名ということで、19名の委員さんがこれから24回の委員会を開催してその換地業務を行うということで、その費用弁償を計上させていただきました。5地区分でございますのでのべ2,300人ほどになりますけれども、その費用弁償ということで1,349万ほどでございます。それから委託料の1,770万でございますが、この換地業務を土地改良事業連合会に委託したいということで、その部分を計上させていただきました。なお、歳入に関連しますけれども、この事業のうち財源内訳で3,161万2,000円ということで国県から交付される予定でございます。

それで歳入のほうに戻りますので、9ページでございますけれども、ただいま申し上げた災害救助費の支弁金につきましては追い焚き機能の分でございますして、120戸の追い焚き機能の分については4,700万ほどを民生費負担金として計上させていただきました。それからその下の農業費委託金の3,100万は歳出の最後で申し上げました県からの委託金ということで3,160万を計上させていただいたところでございます。

以上、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 歳入でも歳出でもいいんですけども、追い焚き120戸分ということで今、計上されております。これは私はもう既に終わったのかなと思っていたんですが、この寒さを、まだ追い焚きができていないということで、ちょっと今びっくりしました。それで、この参考資料にもありますように120戸、これで全部なのかどうかですね。もっとあるんじゃないかと思うんですが、この120戸というこの内容と、それからどうしてこんなにおくれているのかなということをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは追い焚き機能について私のほうからご説明申し上げます。昨年度来、追い焚き機能の募集を行っておりまして、9月で一旦締め切りをさせていただきました。それで県のほうでそれに見合う分、約1,200戸ほどの申し込みがございましたので、それで発注をかけておりました。ただその工事発注後に申し込みをいただいている部分が実はございます。それで、業者が行ってから改めて追加で希望するという部分もありまして、なるべくそれについては対応していたんですけども、対応しきれない部分がどうしてもございました。極端に言いますと工事が終わって業者が帰った後に申し込みがあるというケースもございました。それについては改めまして12月いっぱい再度募集といたしますか、必要な方の募集をかけまして、その結果120戸という数になったわけでございます、その分今回必要な経費を計上させてもらうという形でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと既にもう事業を開始しているところもあるんですね。この最後というか12月にまた再募集したという形の120戸だと。その前のはもう既に事業を発注してもう既にやっているということでしょうか。そして、あともう最終だと思うんですが、もっとこれ以上あるかどうかということも含めてちょっとお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 県の工事はもう既にほとんどが終わっておりまして、寒いほうから、北のほうから順番にやっていくという県の方針もございましたので、南三陸町は最初のほうに取りかかりをいただいております。それから120戸につきましては改めて申し込みのなかつ

たご家庭にチラシを配って、それで回収をいただいたということでございますので、多分ないだろうというふうには担当者は考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） それならわかりました。何か大分前からやっているという話を聞いたので、この120戸というのがちょっと納得いかなかったんです。でも、もういいよというか、しなくていいよという家庭もあるのかなと思っているんですが、それもあるんですか。そしてその人たちがまた追加ということに、ないとは思いますが、その辺の見通しはどうですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 例えば単独世帯の場合、お一人ですから特に追い焚き機能というのは多分必要ないだろうと思いますし、そのほかに給湯器がかなり大型化しますのでどうしてもガス代がかかりますということなので、それで追い焚き機能のない給湯器でもいいという方もいらっしゃいます。これはなかなかそれぞれの考えがございますので、こちらからぜひというわけでもございませんので、そこはそれぞれの個別のご判断によるところがございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 債務負担行為ですけれども、今回設計業務の委託料ということで4,200万の債務負担。以前とっておった予算も含めると1億700万ですか。病院とこのケアセンターの一括発注というふうなお話でした。この入札方法、提案型のプロポーザルでやられるということですが、その際のプロポーザルの審査ですね。内容を審査する審査委員の選定というのはどのように考えておるのか。それが第1点。

次にその下の設計監修業務委託。設計管理委託ではないんだよね、建設に関する管理委託ではなく監修委託というんだね。具体的にはどういうふうな事業内容になっているのかですね。設計をさせるための監修をするということなんですか。その監修という言葉というか内容が聞きなれないものですから、具体的にどういった、合わせて300万の予算だということですね、その辺ですね。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） プロポーザルの審査委員についてでございますけれども、当然専門的な要素がかなりございますので、なかなか職員だけでは対応しきれない部分が当然ございますので、外部委員3名をお願いをしております。1名が具体的に申し上げますと工学院大学

の笈淳夫先生という方がいらっしゃいまして、この方は建築学の専攻でございます。それで、国の医療施設の研究所に長らくおられまして、医療の建物が患者さんの治癒力に影響する部分があるということをご研究なさっております。それで、今回その厚生白書にもございますけれども、病室の広さと入院期間の関連性がどうもあるんだというのが平成7年の厚生白書に出ておられまして、その辺もございまして、特にその医療機関・医療施設に詳しい方ということでお願いをしております。それから、明治大学の山本俊哉先生という方をお願いしております。この方もやはり建築家でいらっしゃいまして、都市計画がご専門の先生でございます。それで、その都市計画の中でも防災・防犯というのをご専門に研究をなさっております。それで、震災後、陸前高田市に来て研究室の学生さんとともに現地で活動している方でございます。今回病院の機能の1つに災害時のこともかなり重点的に考えなければならぬということをお願いをしております。それからもう1名、佐々木久美子先生、この方は宮城大学の看護学部の先生でございます。もともとは岩手県のほうで保健師をなさっていた方で、その後、学位をとられまして現在宮城大学で教鞭をとっているという方でございます。ケアセンターがあるという観点から地域看護に詳しい方にぜひ参加をしていただきたいと思ひまして選定をさせていただきました。そのほか行政側の委員といたしましては遠藤副町長、それから保健福祉課長、それから病院の院長さん、それから横山事務長という7名で考えております。

監修につきましては、実はプロポーザルを始めまして業者との契約が4月のなるべく早い時期に契約を結びたいというふうに思っております。それで、その間2カ月ほどございましてけれども、なるべく早く設計にとりかかりたいと思っております。4月の早めに契約をしたとしても、業者との打ち合わせをして、実際現場に入るのが5月の連休明けになるのかなと思っております。実はその時点で病院のスタッフ、医師も含めたスタッフの皆さん、それからうちのほうの保健師の皆さんにヒアリングを行って施設に求められる要素、条件といえますか、そういうのをとりまとめる必要があるわけなんです。結構それが多分時間がかかるだろうと。ここに今、契約までに2カ月の時間がございまして、できればその決まるまでの間を使って、建物に付すべき条件を整備したいというふうに考えております。それで、その後、実際業者が決まっているいろいろな打ち合わせをしていくわけでございますけれども、その中でやはり我々でも判断できない部分はございまして、その辺でいろいろご助言をいただきたいということで考えておられまして、具体的には大学のほうと、先ほど言いました工学院大学の笈先生にご協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 外部から3名ということで専門分野の方々が入る予定ですが、その報酬等については、謝金ですかね、これは後でそのなには出てくるんですか。前に出たんでしたかね、この方々についての謝金といいますか。ただではないと思うんですよね。結構なお金だと思うんです、この専門家を頼むとね、プロポーザルの場合は。それはいつごろ、あと幾らぐらいかかるのかですね。

次の監修というのは、やはりこれもまた外部の専門の方々から意見をいろいろと聞いて、それを設計に盛り込んでもらうというための監修委託という解釈でよろしいですか。何かその辺が、その監修の中身ね。300万もかけるんだから。その辺ちょっと今、理解がならないけれどもね。その辺詳しく。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 具体の例を申し上げますと、先ほど申したとおり今回の構想の中に各病室の広さとかが載っておりません。図面はあるんですが、具体の病室の広さをどのくらいにしたらいのか。先ほど申したとおり病室の広さがその入院期間にかなり影響するということがございますので、広ければいいというものではございませんし、やはり投資効果に見合った広さ等というのは多分あると思います。そこは我々はなかなかわからないということでございますので、そこはスタッフの皆さんのお話を聞きながら、さらに専門の先生のご意見をいただきながら、その広さ等を決めていきたいというふうに考えておりますし、あとたしか手術室がございました。基本的に手術室は与圧管理と申しまして、要はほかの部屋よりも若干気圧を高くしておいて、要はクリーンルームにする必要がございます。それで病室も普段はそうなんです、例えば感染症等を考えた場合、ある病室で感染症が発生したと。その場合は逆に陰圧管理、病室からほかにそのウイルスが逃げ込まないように逆に気圧を低くしなければならぬというシステムが必要になってまいります。その辺、我々なかなかわからない部分がございますので、そこまで今回の病院の中で求めるかどうかも含めて、事前にその意思決定といいますか条件設定をしなきゃならないわけなんです、本来は我々スタッフだけですべてを解決しなければならないんですが、わからないことはなかなか判断がつかないということで、そこは専門の方にご助言をいただきたいと。本来は業者が決まってからその辺の条件整備はしなければならないんですが、一番時間がかかるのが多分その、スタッフからお話を聞いて基本的な条件を決めるところが一番時間がかかるというふうに考えておまして、なるべく時間を短縮するにはそこを早めに決めたいというふうに考えており

まして、業者とは別にそういう期間を設けて業務の短縮化を図りたいということでございます。

報償につきましては、当然東京のほうから来ていただきますので交通費、それから報償という形になります。概算でございますけれども、1日10万円くらい、旅費、報償を含めて10万円くらいを考えております。これにつきましては病院会計のほうから後で説明があると思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その監修委託の関係ですけれどもね、その条件設定、いろいろと難しいというか専門的な知識を、意見をいただいて、それを条件にして発注するという設計の考え方のように、そのための予算だと。わからないから、専門的じゃないから外部から委員をお願いしてプロポーザルにするわけですから、その条件に見合った、こちらが考えている条件に見合った内容のものを落札させるというのがプロポーザルの入札のやり方なんですよね。そのために外部から3人も、1日10万もかけてお願いするわけですから。改めてその前に意見を聞いて、それで入札に付すというのはどうなのかなという感じなんだね。上がってきたものを審査する、その段階でこちらが考えている条件にマッチした業者の選定をするためのプロポーザルで、外部委員を3人も入れて審査するわけですからね。何か二重のことをやるのかなという感じもしないわけでもないんですよね。どうなんですかね、病院建設に当たってのこの入札方法、特にこの監修関係、よその市町村でもやっているんですかね。その辺どうですか。我が町、聞いたことないのでね、この監修設計委託なんていうのはね。どこかの機関の指導を仰いでからのなになんですか。その辺です。何か無駄なことをするんじゃないかという感じがするんですね。最終的にプロポーザルでやるんだから、こっちの条件に合った提案をされたものを落札させればいいのであって、まずもって最初からこっちからこうだよというのであれば、その分設計業務委託料は安くならなくちゃならないんじゃないですか、逆に300万ぐらい。どこが基準だかよくわかりませんがね。何かそんな感じがするんですが。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回はプロポーザルということで、設計コンペであれば今、議員がおっしゃるようにはあらかじめ設計の形ができたものを選ぶという形になりますけれども、プロポーザルの場合は設計者を選ぶ、物ではなくて人を選ぶのが主眼でございますので、その人が今回の業務を任せて大丈夫かどうか、一番最適な人を選ぶのがプロポーザルの目的でございますので、今回プロポーザルの中で具体の設計というのは出てまいりません。あくまで

も技術力をこちらで審査するという形になります。コンペであれば議員おっしゃるように物の形ができてきて、部屋の大きさとかいろいろな条件が多分盛り込まれた具体の図面が出てくるわけですが、今回のプロポはそこまで求めていないということでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 人を選ぶに、外部から大学の先生方をお願いする必要があるのか。あくまでも設計内容とかなにを審査するためにこの専門の方々をお願いするもんだとばかり私は思っていたんです。人を選ぶなら何も大学の先生方でなくたって、あんた方だけで十分間に合うんじゃないですか。俺はそう思うよ。中身を精査するため、審査するために外部から入れるんじゃないんですか、プロポーザルというのは。コンペでないからというような話ですけどもね。その辺がちょっと納得いかないというか、おかしい、何か無駄なことをするんじゃないかなという感じがするんですけども、いかがでしょうかね。人を選ぶに何も、その先生方、外部から来た先生方は選べますか。何を根拠に選ぶんですか。この人は大丈夫だとか、大丈夫じゃないとか。私はそう思いますよ。むしろ医療に関係のない経営のほうの方を選ぶべきじゃないですか、そうなってくると。この会社、この人は大丈夫かとか大丈夫じゃないかとかというのを審査をするには。医療の中身を審査するんじゃないんでしょう、これ、設計の中身をね。その設計する人を選ぶんでしょう。それだったら経営とか中身を知っている方々のほうを審査委員にしたほうがいいんじゃないですか。医療分野と関係なく、経営のほうで。私はそう思うんですけどもね。何か、なにだね、ちょっと。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 設計をするに当たっていろいろな課題がございます。建物を建てるに対しても、いろいろな課題がございます。それを専門的なことでその課題解決能力があるかどうかということ審査をするわけでございます。ですから、当然審査委員からの質問も応募者に対してはございますので、その辺、今、与えられている課題に対してどういう解決方法をもって今回のその業務にあたるかということについては当然専門的な立場からの質問もございまして、問題の提起も当然あるわけでございますから、そこは経営も確かに必要ですけども、やはり専門的な審査委員も必要だというふうに考えております。

それとその経費の問題でございますけれども、当然今回の業務にあたりましては先ほど言いました条件付きの整理についても本来はその請け負った業者さんがやるべき業務でございます。事前にやるわけでございますから、その分の経費については当然差っ引かせていただくという形では考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 補正予算書の11ページですね。真ん中辺の土木費の中で、ここの消耗品費、融雪剤ですか、道路維持費の中ですね。これについて、ことしは寒さも強くて雪が多いということで増額してもらおうということなんです、我々にしてみればまだ仮設住宅暮らしが続く中で道路を走行する町民の方々が不自由のないようになっていると思いますが、その辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから次の13ページですね。農山村のところでは8節報償費の中で1,300万ほどの報償費が出されています。この辺について先ほど課長のご説明によりますといろいろ役員の報償費と申しますか、そういったことをするということなのですが、農業の基盤整備事業に対する各役員さんの報償費ということですので、この辺、換地関係と申しますとなかなかいろいろ土地問題でかなり難しい面があると思います。そういったことがスムーズにこの中で行われるのかどうか、その辺が一番心配になってきますが、それらの人員の役割あるいはそのメンバーというものはもう既に決定しているのかどうか、その辺。この構成でまた十分かどうか、その辺もお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって融雪剤でございますけれども、当初2,000袋ほど予定をしておりました。ほぼ今1,900袋ほど使用いたしました、あと100袋ほどしか予算的余裕がないということで、今回同じく2,000袋、追加で計上させていただいております。あわせてこれまで道路会計のほうで購入した融雪剤を各仮設団地にお配りしていたわけでございますけれども、若干ではございますが、民生費のほうでも融雪剤の購入を今回見させていただきたいというふうに考えてございます。それから主な道路管理、緊急雇用で現在8名の作業員の皆さんを雇用しております、その方にこれまで以上にきめ細かく対応させていただいているという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。1番議員が着席しております。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 13ページの基盤総合整備事業の報償費の関係でご質問にお答えさせていただきたいと思っております。換地の進捗ないしは今後の計画見通しなどについてお答えさせていただきますが、現在はまずもってこの事業に参加するための合意形成ということで、それぞれの地域の農家から参加の意向の確認を進めてまいりましたところでございます。今後は具体的なその計画をそれぞれ絵におろし、それぞれの権利を調整していくという作業

に入ってくるわけですが、そのために地域の中でこれまで推進員という形で協力を  
いただいてきた方々を今後は換地委員会、それからもう1つは評価委員会、土地の価格とい  
いますか、その価値をそれぞれ評価しながら不公平のないように調整するという目的の評価  
委員会、それから全体の工事の完成のよしあしなどを地域の意見として出していく、そうい  
った意味での実行委員会などの役割分担、組織に分かれていただきながら、それぞれ地域  
の方々のご意向の中でまとめていくという作業を今後進めていく段階に入っております。その  
ための会議は相当回数繰り返しながら実施になると思いますけれども、現段階ではそれぞれ  
これまでの推進員さん方にそういったことを願いますということで打ち合わせし、協力をい  
ただいているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 最初のその融雪剤のことなんですが、課長の話によりますとまた追加で  
2,000袋ということでございます。それだけあればまた今回、これからの積雪には十分耐える  
のかどうか私はわかりませんが、まあ大丈夫だと思いますので、十分そういった仮設等ある  
いは入谷地区等もかなり散布しなければならぬ場所があったりするわけです。この間も横  
断1号線で事故がありまして、やはり積雪による事故ということで、除雪されていたんです  
が、やはりなかなかその辺が徹底していなかったこともあったと思いますので、十分に融雪  
剤を散布させるような指導といったこともお願いしたいなと思います。

それから、この中で環境に優しい融雪剤もあると聞きましたんですが、その辺のことと、そ  
れから散布するに当たって散布機というのが貸し出されているようなんですが、その辺をち  
よっとお知らせいただきたいと思います。

それから、報償費の土地の換地の件なんですが、これはいわゆる推進員さんとかそういった  
地元の協力者といいますか、そういった方の報償費で、このメンバーの中には専門の方、そ  
ういった土地関係の専門の先生のような方はメンバーに加わらないのかどうか、その辺を1  
点お願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在融雪剤につきましては塩化カリウムを散布しているところでご  
ざいます。安いのは塩をまくということもございませぬけれども、余りにも環境に影響が大き  
いということで、若干高いんですが、塩化カリウムということで今考えております。環境に  
優しい製品はそれぞれございませぬけれども、なかなか値段がその分割高になるということで  
ございませぬので、そういう観点から塩化カリウムということで今考えております。

それから散布機についてですけれども、今、2台、町で所有をしているところでございます。これにつきましては先ほど申し上げました8人の作業員で直接散布をしているということで、今現在のところ貸し出し等はしていないという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ご質問のその講師などということですが、それぞれの地域の中での話し合いの進捗に応じて、場合によって先進的にやっている地域の方であったり、あるいは換地の知識などについて教えていただけるような人ということで、5回分ほど講師分としては予算をとっております。身近な方で想定しておりましたので、1回当たり1万円程度の謝金で予算は計上しております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） わかりました。入谷地区ならず、道路つぶちはいわゆる耕地が多いんですね。できたら、その課長が言うとおりの塩化カリウムということはおなじみのものですが、できるだけ今後環境に優しいといえますか、そういったことに配慮していただければいいかなと思います。

それから散布機ですね。2台というのはちょっとあれかなと。できたら各地区に貸し出せるような体制も今後考えていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

それからあと2番目の、先進的な指導者も5回分予定しているということですので、トラブルを防止したり、あるいは所期の農業振興という最終目標がスムーズに達成され、さらに効果的な農地形成ができるように、そのためにはぜひやはり地元の方、協力者だけではなく先進的な地域の方も取り入れて進めるべきだと思いますので、その辺をよろしく願います。

以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 11ページの農林水産業費の中の15節工事請負費に130万ほど計上されてあるんですけども、その説明欄に海水井戸改良工事とあるんですけども、これをいまい少し詳しく教えていただけないべか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 総務課長の説明にもありましたように、志津川漁港の背後地にある水産加工場ですとかそれらに塩水を供給しております。その取水井戸でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私、今、井戸となっていたから、上水道にかかわるのかなというような思いがしたわけです。と申しますのは、今の上水道水源地、いずれも海水が流出しているんじゃないかなと。つまり、地盤沈下のために水脈が変わって海水が流れ込んでいるんじゃないかと。そういうような思いで、どこにまた海水の井戸をつくる気だべなと思ったから今聞いたところでございます。そういうことであれば、これは海水が入っても大丈夫な、使用する分においては大丈夫だということで、一切なくすための井戸ではないんだべね。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） これは海水を使うための井戸でして、海から直接、海の中にパイプを入れて海水を引き込むとなるといろいろ詰まったり何かするものですから、海岸の近くに海水がしみ込んでくるための井戸を掘ってそこから海水をくみ上げるという、そういう海水井戸でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第7号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第7号平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、病院建設に伴う設計業務に係る経費の補正及び当該設計業務の委託に係る債務負担行為を設定するものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） それでは私のほうから細部説明を行いたいと思います。

初めに、予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、1つは債務負担行為、先ほど一般会計でも出てまいりましたけれども、債務負担行為を設定するというので、一般会計と同じように医療・保健福祉施設の設計業務の委託6,500万円、それから同じくその設計の監修業務委託200万円を設定しております。

もう1つは18ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出で、先ほどちょっとプロポーザルの関係のお話がありましたけれども、その関係で病院事業のほうの分としてそのプロポーザルの委員の謝金と旅費を計上してございます。先ほど建設課長が言ったように謝金が10万で、委員の旅費も大体10万ということでの計上でございます。その分を収入として町のほうから繰り入れてもらうということで、2回分の60万円の収入・支出の補正予算となっております。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

ございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成25年第1回南三陸町臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時14分 閉会